

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

専決第13号

専決処分書

令和6年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年（2024年）7月10日

宝塚市長 山崎晴恵

議案第 69 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中「7, 010 円」を「7, 370 円」に、「7, 110 円」を「7, 470 円」に、「7, 320 円」を「7, 690 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第 8 の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

議案第70号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削り、同条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第71号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成6年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「係る」を「ついて、」に改め、同項に後段として次のように加える。

一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処分する場合の手数料の徴収についても、同様とする。

第21条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第22条中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改める。

別表第1（その1）の部中

「

ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	70円
粗大ごみ（破砕処理を要するものに限る。）	一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合（粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。）	10キログラムにつき	90円
	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	150円

」

を

「

事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	100円
事業系資源ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	80円
事業系植木ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	100円
事業系粗大ごみ (破砕処理を要するものに限る。)	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	220円
家庭系粗大ごみ (破砕処理を要するものに限る。)	一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合 (粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。)	10キログラムにつき	90円

」

に改め、同表(その3)の部中「1,000円」を「1,500円」に改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第21条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に処理施設に搬入される廃棄物に係る処理の手数料について適用し、同日前に処理施設に搬入される廃棄物に係る処理の手数料については、なお従前の例による。

議案第72号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒

業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- （1）前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前記課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

第4条第4号を削り、同条第5号中「第2号又は第3号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする改正規定は、公布の日から施行する。

議案第73号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市下水道条例の一部を改正する条例

宝塚市下水道条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第74号

令和5年度宝塚市水道事業会計決算認定について

令和5年度宝塚市水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

議案第75号

令和5年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

令和5年度宝塚市下水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

議案第76号

令和5年度宝塚市病院事業会計決算認定について

令和5年度宝塚市病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

議案第77号

工事請負契約（（都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その3））の締結
について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定
により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 契約の目的 （都）競馬場高丸線道路新設改良工事（その3）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥252,450,000.-
- 4 契約の相手方 尼崎市東難波町5丁目31番20号
株式会社香山組
代表取締役社長 香山昌哉
- 5 工事場所 宝塚市仁川宮西町地内
- 6 工事概要 道路土工 一式
擁壁工（鋼管杭） 45本
舗装工 754㎡
撤去工 一式
仮設工 一式
家屋調査 3件

議案第78号

財産（消防救急デジタル無線システム機器）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 消防救急デジタル無線システム機器 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター |
| 3 | 取得の目的 | 消防救急デジタル無線システム機器の一部更新 |
| 4 | 取得の金額 | ¥118,800,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市中央区東町126番地
日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中田洋介 |

議案第79号

財産（救急自動車）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 救急自動車1台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市西消防署 |
| 3 | 取得の目的 | 宝塚市西消防署の救急業務用 |
| 4 | 取得の金額 | ¥23,430,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 |

兵庫トヨタ自動車株式会社

特販営業所所長 白根浩司

議案第81号

公の施設（宝塚市立子ども館）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- | | |
|--------------|---|
| 1 公の施設の名称 | 宝塚市立子ども館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 宝塚市山手台東1丁目4番1号
第6ブロック子ども館協議会
理事長 河野明美 |
| 3 指定の期間 | 令和7年（2025年）4月1日から
令和12年（2030年）3月31日まで |

議案第82号

公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 公の施設の名称 宝塚市立宝塚自然の家
- 2 指定管理者となる団体 宝塚市大原野字波坂1番地の64
一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ
代表理事 龍見奈津子
- 3 指定の期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和12年（2030年）3月31日まで

議案第83号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4580	4580号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目140番1		m 71.05	m 最大 6.00
		終 点	南ひばりガ丘2丁目140番6			最小 5.30

議案第84号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4581	4581号線	起 点	千種4丁目184番9		m 32.70	m 最大 10.50
		終 点	千種4丁目184番10			最小 4.50

議案第 85 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
4582	4582号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目115番10		m	m
		終 点	南ひばりガ丘2丁目115番7		13.80	最大 6.00 最小 6.00

議案第86号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4583	4583号線	起 点	末成町6番202		m	m
		終 点	末成町152番6		53.35	最大 6.00 最小 5.30

議案第 87 号

西宮市道路線の認定の承諾について

西宮市長が本市区域内の次の区域を西宮市道路線として認定することを承諾するにつき、道路法第 8 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

認定承諾区域

所 在	地 番	地 積
宝塚市仁川北 1 丁目	4 4 番 1 3	0. 6 8 m ²

議案第 88 号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

整理 番号	路 線 名		認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
1490	変 更 前	1490号線	起 点	未成町144番		m 92.00	m 最大 0.90
			終 点	未成町152番			最小 0.90
	変 更 後	1490号線	起 点	未成町6番1		m 39.30	m 最大 0.90
			終 点	未成町152番1			最小 0.90

議案第89号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名		認定区間		重要な 経過地	備考	
						路線 延長	路線 幅員
4533	変更前	4533号線	起点	口谷東3丁目21番7		m 64.10	m 最大 6.00
			終点	口谷東3丁目21番13			最小 5.30
	変更後	4533号線	起点	口谷東3丁目21番7		m 123.30	m 最大 12.00
			終点	口谷東2丁目23番14			最小 5.30

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 古村福子

※個人情報保護のため一部マスキングしています。

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和7年3月31日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 福住 恭子

※個人情報保護のため一部マスキングしています。